

飲酒運転の防止等に対する 取組の現状と課題

警察庁 交通局

交通事故事件捜査指導官

堀金 雅男

- 1 取組の現状と酒酔い及び酒気帯び
運転件数の推移
- 2 酒気帯び基準の引下げの考え方
- 3 今後の課題
～道交法第65条第2項の解釈

道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止)

- 1 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- 2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

飲酒運転に関する罰則(1)

酒酔い運転(道路交通法第117条の2)

第65条第1項の規定に違反して車両等を
運転した者で、その運転をした場合におい
て酒に酔った状態にあった者

[3年以下の懲役又は50万円以下の罰金]

飲酒運転に関する罰則(2)

酒気帯び運転(道路交通法第117条の4)

第65条第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあった者

〔1年以下の懲役又は30万円以下の罰金〕

飲酒運転に関する罰則(3)

アルコールの程度

(道路交通法施行令第44条の3)

- 血液： 1 ミリリットルにつき 0. 3mg
- 呼気： 1 リットルにつき 0. 15mg

飲酒運転に関する罰則(4)

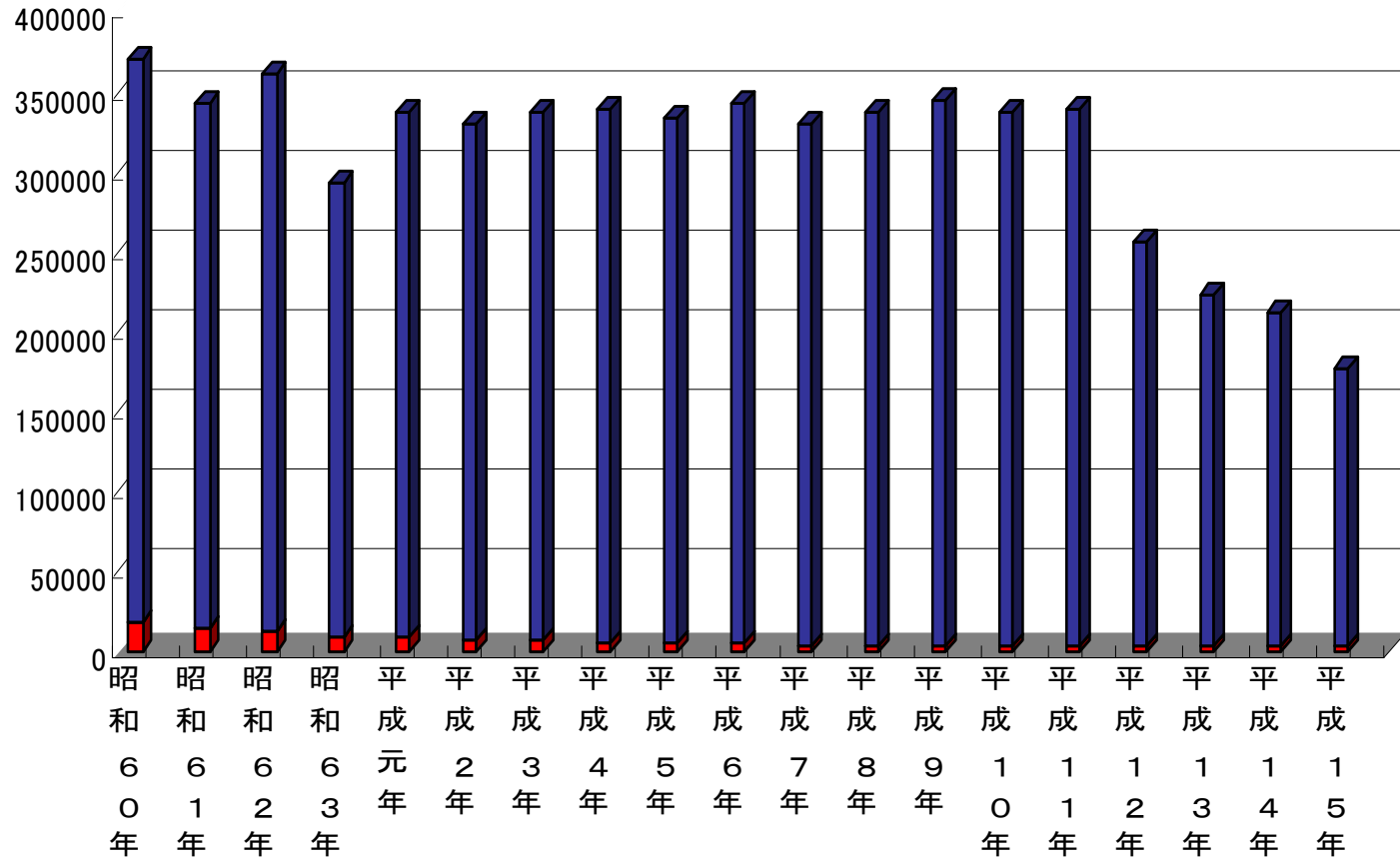
行政処分の基礎点数

酒酔い運転: 25点

酒気帯び運転(0.25以上): 13点

酒気帯び運転(0.25~0.15): 6点

酒酔い・酒気帯び運転の検挙件数

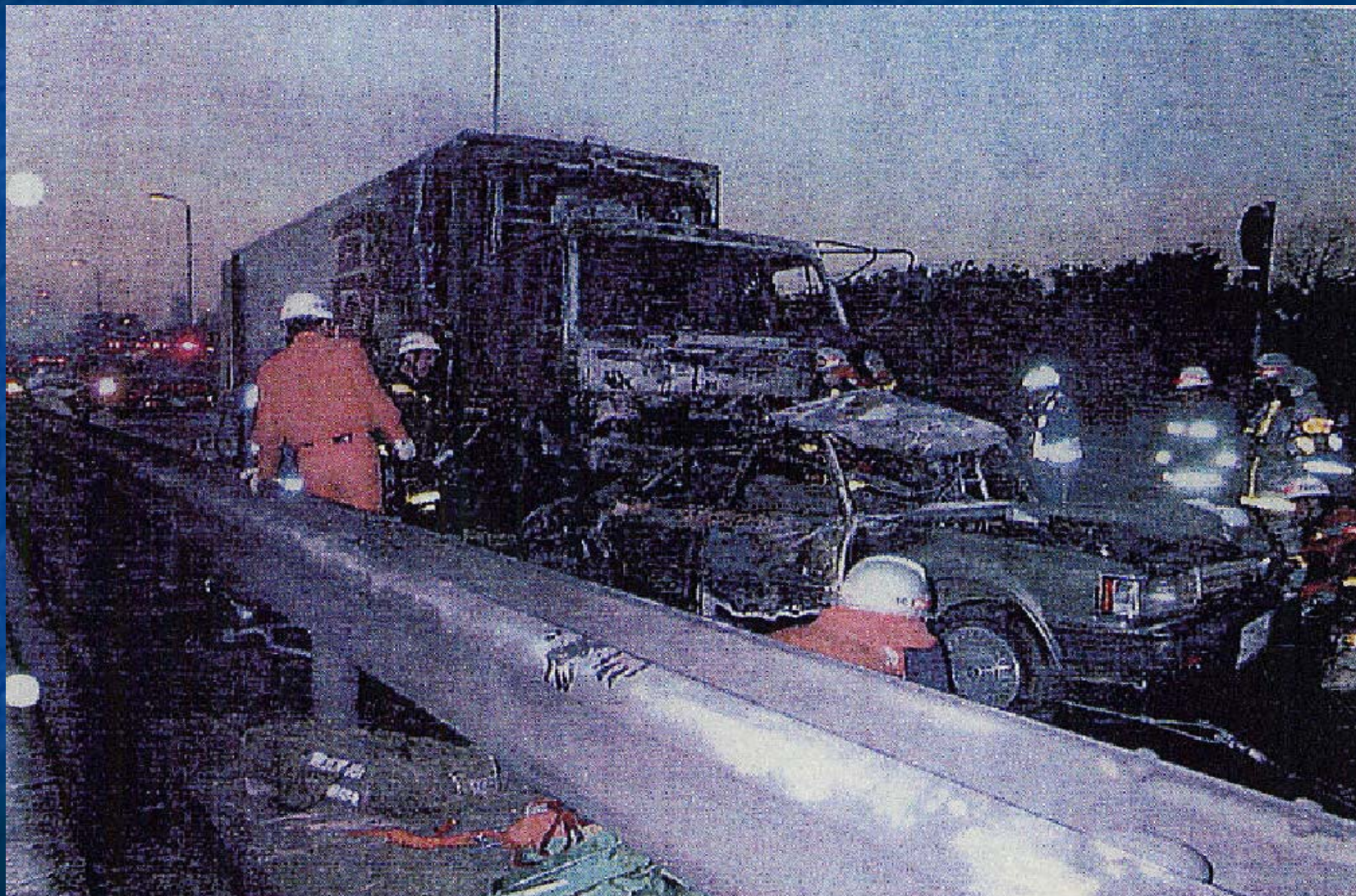


■ 酒酔い ■ 酒気帯び

飲酒運転の取り締まり件数

	平成14年	平成15年
■ 酒酔い運転	2,339	2,267
(合計に占める割合)	(1.1%)	(1.3%)
■ 酒気帯び運転	209,515	173,463
■ 合計	211,854	175,730
(取締り件数に)	(2.7%)	(2.2%)

飲酒運転に対する罰則の強化



危険運転致死傷罪 (刑法第208条の2)

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、
よって、

- 人を負傷させた者は10年以下の懲役に処し、
- 人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

(以下略)

◎ 業務上過失致死傷罪

5年以下の懲役・禁錮／50万円以下の罰金

危険運転致死傷罪の適用状況

	H14	H15
アルコールの影響	159(49.4%)	132(42.9%)
信号の殊更無視	121(37.6%)	123(39.9%)
高速度	28(8.7%)	38(12.3%)
薬物影響	8(2.5%)	11(3.6%)
妨害目的	6(1.9%)	2(0.5%)
運転技能なし	0(0.0%)	2(0.5%)

道交法における罰則の強化

～平成元年から12年で飲酒事故が1.3倍

違反行為	改正前	改正後 (平成14年6月～)
酒酔い運転	2年以下の懲役 10万円以下の罰金	3年以下の懲役 50万円以下の罰金
酒気帯び運転	3月以下の懲役 5万円以下の罰金	1年以下の懲役 30万円以下の罰金

酒気帯び運転の基準の強化

呼気1リットル当たり

0.25mg → 0.15mg

基礎点数

0.25mg 以上 : 6点 → 13点

0.15mg~0.25mg : → 6点

[参考] 0.25mg : ビール大瓶2本 60分後

0.15mg : ビール大瓶1本 15分後

飲酒の基準の引き下げ理由

■ 飲酒運転の事故件数の増加 (H.1~12年)

全体では 1.29倍

0.25mg未満では 2.38倍

■ 死亡・重傷事故率の高さ (H12年)

0.25mg未満の酒気帯び 14.1%

飲酒なし 8.5%

各国の罰則基準 (平成15年11月調査)

国名	罰則対象となる アルコール量	国名	罰則対象となる アルコール量
スウェーデン	0.1mg/l(呼気) 0.2mg/ml(血液)	デンマーク	0.5mg/ml(血液)
フランス	0.25mg/l(呼気) 0.5mg/ml(血液)	イギリス	0.35mg/l(呼気) 0.8mg/ml(血液) 1.07mg/ml(尿)
ドイツ	0.25mg/l(呼気) 0.5mg/ml(血液)	アメリカ (ワシントンD C)	0.38mg/l(呼気) 0.8mg/ml(血液) 1.0mg/ml(尿)
スペイン	0.25mg/l(呼気) 0.5mg/ml(血液)	ニュージーラ ンド	0.4mg/l(呼気) 0.8mg/ml(血液)
イタリア	0.5mg/ml(血液)	オーストリア	0.8mg/l(呼気) 1.6mg/ml(血液)

飲酒運転対策強化前後1年の比較

〔取締り件数〕

	酒酔い	酒 気 帯 び			合 計
		0.25以上	0.15 ~ 0.25	計	
H13. 6 ~14. 5	2,348	216,029		216,029	218,377
H14. 6 ~15. 5	2,368	101,008	99,609	200,617	202,985
増減数	20	▲		▲	▲
		115,021	99,609	15,412	15,392
増減比	0.9	▲ 53.2		▲ 7.1	▲ 7.0

飲酒運転対策強化前後1年の比較

〔交通事故件数〕

	飲 酒 あ り					飲酒なし	調査 不能	合計
	酒酔い	0.25 以上	0.15 ～ 0.25	0.15 未満	飲酒計			
H13. 6～ H14. 5	1,103	10,849		12,384	24,336 (2.7%)	881,575	1,986	907,897
H14. 6～ H15. 5	996	8,956	2,184	5,492	17,682 (2.0%)	870,908	1,632	890,168
増減 数	▲ 107	▲ 1,893	2,184	▲ 6,892	▲ 6,708	▲ 10,667	▲ 354	▲ 17,729
増減 比%	▲ 9.7	▲ 17.4		▲ 55.7	▲ 27.6	▲ 1.2	▲ 17.8	▲ 2.0

飲酒運転対策強化前後1年の比較

〔死亡事故件数〕

	飲 酒 あ り					飲酒なし	調査 不能	合計
	酒酔い	0.25 以上	0.15 ～ 0.25	0.15 未満	飲酒計			
H13. 6～ H14. 5	277	459		451	1,187 (2.7%)	6,303	209	7,699
H14. 6～ H15. 5	187	318	75	250	830 (2.0%)	6,009	176	7,015
増減 数	▲ 90	▲ 141	75	▲ 201	▲ 357	▲ 294	▲ 33	▲ 684
増減 比%	▲ 32.5	▲ 30.7		▲ 44.6	▲ 30.0	▲ 4.7	▲ 15.8	▲ 8.9

教唆・幫助犯の取締り(平成15年)

	教唆	幫 助			合 計
		車両 貸与	酒類 提供	その 他	
酒酔い	1	6	4	6	17
酒気帯び	20	122	12	38	192
合 計	21	128	16	44	209

飲酒運転**教唆** の例(1)

被疑者は、友人数人と共にカラオケボックスで飲酒し、同所からドライブに出発するにあたり、友人が酒気を帯びていることを知りながら自己所有の普通乗用車を貸与し、運転を依頼した

(教唆者の同乗なし 事故あり)

罰金20万円

飲酒運転**教唆** の例(2)

被疑者は、自分が経営する会社の従業員2人と共に居酒屋で飲酒後帰宅するにあたり、従業員が酒気を帯びていることを知りながら「疲れたから運転を頼む。」と自己所有の普通乗用車の運転を依頼した

(教唆者の同乗あり 事故なし)

罰金20万円

飲酒運転**幫助** の例

被疑者は、結婚式の披露宴で飲酒し酒気を帯びている友人から「人を送るので車を貸して欲しい」との依頼を受け、自己所有の普通乗用車を貸与した

(幫助者の同乗あり 物損事故第1当事者)

罰金15万円

交通死亡事故抑止への協力

- 罰則の強化 = 心理的強制
- 自発的な安全性向を高める必要性
広報への協力(私的意見)